平成29年度分 地域包括支援センター業務評価の結果(集計表)

I 評価結果

※評価基準 5:かなり上回る 4:やや上回る 3:標 準 2:やや下回る 1:かなり下回る

※総合評点 700点満点=(センター自己評価点数×3)+(市評価点数×7)

資料 3-4

平成30年度 第1回 新潟市介護保険事業等運営委員会 平成30年9月26日開催

区			北区	<u> </u>	東区			中央区				江南区				秋葉区		南区				西	区		西蒲区				平				
No.		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27		平式	平	平式	
地域包括支援センター名		阿賀北	くずつか	上土地亀	山の下	木戸・大形	石山	関屋·白新	ふなえ	宮浦東新潟	姥ヶ山	大江山・横越	かめだ	曽野木両川	にいつ日宝町	新津	こすど	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒埼	赤塚	西川	中之口・潟東	巻	岩室	均	平成27年度平均	平成26年度平均	平成25年度平均	
H29年度分 総合評価 (700点満点)			690	700	670	650	638	565	690	680	663	606	470	650	640	700	673	700	660	650	677	670	690	650	697	700	687	700	700	662	626	613	603
参考総合評	参考:H28年度分 総合評価(650点満点)		640	650	650	650	633	513	610	650	630	550	599	636	620	650	616	643	650	640	640	643	630	630	640	647	650	650	650	630			
センター 自己評価		数/70	69	70	67	65	68	60	69	68	67	62	47	65	64	70	68	70	66	65	67	67	69	65	69	70	68	70	70	66	63	63	61
市評価	H28: A	点数/65	64	65	65	65	64	52	61	65	63	55	62	65	62	65	63	65	65	64	64	65	63	63	64	64	65	65	65	63			
	点数/70		69	70	67	65	62	55	69	68	66	60	47	65	64	70	67	70	66	65	68	67	69	65	70	70	69	70	70	66	62	61	60
	H28: A	点数/65	64	65	65	65	63	51	61	65	63	55	59	63	62	65	61	64	65	64	64	64	63	63	64	65	65	65	65	63 (=1)			
	小項目評価段階の分布 項細項価記 のは別果	5	13	14	13	12	6	5	13	13	11	7	1	12	9	14	12	14	13	12	12	12	13	10	14	14	13	14	14	(計) 310	(計) 288	(計)	(計) 233
		下段は H28	12	13	13	13	11	1	9	13	11	4	8	11	10	13	10	12	13	12	12	12	11	11	12	13	13	13	13	299	288	251	233
		4	1			1	8	4	1		2	4	6	1	4		1			1	2	1	1	3			1			42	55	81	98
			1				2	10	4		2	8	4	2	3		2	1		1	1	1	2	2	1					47			
		3			1			4		1	1	3	5		1		1					1		1						19	5	19	20
								2				1	1				1													5			
		2						1					1																	2	3	0	0
		0																												0			
		果				1							1	1					1	1										5	0	0	0
																														0			
		平均	4.9	5.0	4.8	4.6	4.4	3.9	4.9	4.9	4.7	4.3	3.4	4.6	4.6	5.0	4.8	5.0	4.7	4.6	4.9	4.8	4.9	4.6	5.0	5.0	4.9	5.0	5.0	4.7	4.8	4.7	4.6
			4.9	5.0	5.0	5.0	4.8	3.9	4.7	5.0	4.8	4.2	4.5	4.8	4.8	5.0	4.7	4.9	5.0	4.9	4.9	4.9	4.8	4.8	4.9	5.0	5.0	5.0	5.0	4.8			

※原則、契約更新しない基準:【点数】420点未満(満点700点×6割)、【項目数】「1が3項目以上」又は「2が7項目以上」

※ 評価基準 5:かなり上回る 4:やや上回る 3:標 準 2:やや下回る 1:かなり下回る

上段:平成29年度市評価 下段:平成28年度市評価 し し あ 小 坂 黒 る お か ・ 輪 北 南 た 小 くずつか **上土地 亀** 大 江 山 だ 赤西川 中之口潟 大 中 項 項 野い津 平 均 目標項目 評価の基準 説明 山 木 つ 日 (小項目) • 横 越 宝町 「5」=機能強化職員を含め、職員が適切に配置されている。 「3」=職員が不足している期間が1か月以上ある。 「1」=職員が不足している期間が3か月以上ある。 1)地域包 右記のとおり 5 括支援セン 5 5 | 5 | 3 5 5 5 1 5 5 5 3 5 3 3 3 5 5 5 5 5 3.9 ターの職員 が適切に 配置されて いる。 市が指示した以下の5項目を含んだ内容で作成されている。 2)地域包 市が示した「平成29年度 活動報 括支援セン告」の項 . 総合相談支援業務 ①ワンストップサービスの拠点 ②継続的・専門的相談支援 ③コンストップサービスの拠点 ②継続的・専門的相談支援 ③出版ははませばな ターの「平 目にそった内容で、活動報告が作成成29年度 されている。=「3」 活動報告」 2. 権利擁護業務 が適切に ①権利擁護等の活用支援 作成されて ②高齢者虐待への対応(市との連携含む) 3. 包括的・継続的ケアマネジメント業務 ①ケアマネジャーへの個別支援、相談業務 いる。 | 5 | 5 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 5 5 5 ②包括的・継続的なケア体制の構築業務 ③ケアマネジメントの連携 4. 介護予防ケアマネジメント業務 ①介護予防の普及・啓発のための取組みについて 4.7 4.2 4.3 ②介護予防ケアマネジメントの一連の過程が適切に行われるような体制の構築。 5. 地域での他機関連携 ①圏域のネットワーク構築と活用 ②担当圏域高齢者ケア会議の開催 ③地域の情報提供と活用 《「3」以外の基準》 支援 「4」=計画した活動及び5項目の目標と重点目標に対する達成状況が明記されている 「5」=5項目の目標と重点目標において課題、今後の取り組み方針等に言及している 「2」=5項目中、1項目について内容が不十分である 5 5 5 4 5 5 5 4 4 5 5 5 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 「1」=5項目中、2項目について内容が不十分である 営 制 市が指示した5項目(上記と同様)を含んだ内容で作成されている。 3)地域包 市が示した「平成30年度 活動報告」 総合相談支援業務 推 括支援セン の項目にそった内容で、活動計画が (1)ワンストップサービスの拠点 ②継続的・専門的相談支援 ③出張相談 ④高齢者実態把握、ニーズの把握 進 ターの「平 作成されている。=「3」 体 成30年度 制活動計画」 2. 権利擁護業務 ①権利擁護等の活用支援 が適切に ②高齢者虐待への対応(市との連携含む) 作成されて いる。 3. 包括的・継続的ケアマネジメント業務 ①ケアマネジャーへの個別支援、相談業務 ②包括的・継続的なケア体制の構築業務 5 | 5 | 5 | ③ケアマネジメントの連携 4. 介護予防ケアマネジメント業務 ①介護予防の普及・啓発のための取組みについて ②介護予防ケアマネジメントの一連の過程が適切に行われるような体制の構築。 4.9 4.9 5. 地域での他機関連携 ()圏域のネットワーク構築と活用 ②担当圏域高齢者ケア会議の開催 ③地域の情報提供と活用 《「3」以外の基準》 「4」=実施する活動及び5項目の目標と重点目標を設定している 「5」=5項目の目標と重点目標に加え、活動内容が具体的である(例:単に「PRする。」ではなく、「医療機関 5 5 4.9 と地域の茶の間へのチラシ配布と説明。」等) 「2」=5項目中、1項目について内容が不十分である 「1」=5項目中、2項目について内容が不十分である

※ 評価基準 5:かなり上回る 4:やや上回る 3:標 準 2:やや下回る 1:かなり下回る

上段:平成29年度市評価 下段:平成28年度市評価 山の下 大形 くずつか **上土地 亀**
 姥ケ山
 大江山

 かめだ
曽に新野い津 赤西川 中之口潟 平 均 目標項目 項項 評価の基準 説明 木 つ 日 (小項目) 新潟 • 横越 宝町 |相談記録等のファイル保管場所が共有 |担当者でないとわからない状況ではなく、誰でも情報が共有できる状態となっている。 4)三職種 の連携が され、情報共有が適切にできている。 適切に行われてい =[3] 5 | 5 | 5 | 4.9 《「3」以外の基準》 「4」= 支援・対応での連携を図るための取り組みをしている。 (定期カンファレンス、随時カンファレンス、朝ミーティングなどの取組みを行っている。その取り組みは特記 4.7 4.7 に記載すること) 「5」三支援・対応での連携を図るため、「4」においてケースの課題の整理、課題に合わせた専門職の対応の検討を行った内容と支援結果を記録にしている。(統一した様式を使用) (内容は特記に記載すること) 「2」=書類保管場所は同じだが、様式が不統一、書類が不足する等の不適切さがある 「1」=担当者だけで書類も内容も抱え込んでおり、他職員がわからない 5 5 4 5 5 5 4 5 5 5 5 5 5 5 5 4 4 4 5 5 5 4.8 国の「地域包括支援センター業務運営マニュアル2015」の「個人情報保護」P73~75の |5)個人情 | 個人情報保護に関する事項8項目の | 項参照 |報の取り扱||うち、5項目を実施している。=「3」 個人情報の取扱いについて、以下の要素をみる。 いを適切に 地 行ってい 域 る。 ①守秘義務(介護保険法第115条の38、第46第6項) ②包括システム使用はID所有者のみ ③個人ファイルを作成し、鍵のかかる書棚に保管(事務室の施錠でも可) ③個人手術とは、壁のができずにはほどずが主いが乗ります。 ②個人情報提供の同意を書面でとっている(包括のみの情報保有に留まる場合、個人情報保護法上の同意 なく個人情報を提供できる場合を除く) 5 | 5 | 5 | 支援 * 個人情報の同意書に関しては、市マニュアル(業務委託編)P11~14参照 ⑤地域包括支援センターでの個人情報保護に関するマニュアルを整備し、研修を年1回以上実施している ⑥データの取り扱い注意(不用なものの破棄、不用なコピーを避ける、ウイルスに対する対応、USB使用の セ 注意など)を共有し理解し実行している ⑦個人情報管理の担当者を設け、個人情報の管理場所を把握している 4.9 4.8 4.6 ⑧外部持ち出しに関する対応を共有し理解し実行している(基本的に持ち出さない、持ち出す場合を規定、 持ち出す場合の注意等) 《「3」以外の基準》 「4」=6~7項目を実施している。 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 「5」=8項目を実施している。 4 5 5 5 5 5 4.9 「2」=4項目の実施である。 「1」=3項目以下の実施である。 市主催の研修、県主催の研修は原則的に参加している。(*機会があり申込みはしたが、体調が悪く不参加 6)職員の 市主催の研修、県主催の研修等の機 等の例外は除く) 資質向上 会に、原則として参加している。= に対する取「3」 り組みを適 5 5 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 切に行って 《「3」以外の基準》 「4」=「3」以外の研修(国研修の包括ケア推進指導者研修ブロック研修含む)への参加及び法人や事業所 4.8 4.7 4.6 内部の研修の両方がある 「5」=個々の経験や資質により必要な研修を見極めて受講している(研修計画、個々の研修受講の経年の 管理ができている) 「2」=各職員の研修の機会が1回もない者がいる 「1」=職員が誰も出席していない 5 5 5 5 5 4.9

※ 評価基準 5:かなり上回る 4:やや上回る 3:標 準 2:やや下回る 1:かなり下回る

の 戸 山 屋 あじか かた かた 上土地亀 しろね れ 南 赤塚川 中之口潟 大江山 野い津 平 均 目標項目 項項 評価の基準 説明 山 つ日 (小項目) 新潟 • 横 越 宝町 高齢者支援において、把握、ネットワーク活用、高齢者や家族、関係者からの相談状況として以下の要素を 7)ワンス 地域包括支援センターの役割のPR、 トップサー 実態把握、相談件数状況等におい ドブスの拠点 て、8項目のうち、5項目を実施できて ①民生委員やケアマネジャー、医療機関等への継続した地域包括支援センターのPRを実施している。(同じとしての役 しいる。=「3」 対象に2回以上) としての役 いる。=「3」 (グ高齢者が参加する場での継続したPRを実施(2回以上)している。 ③支援を要する高齢者を見出すための地域の課題を分析し、個別訪問の実施を活動計画に位置付け、実 割を適切に実施してい 施している。 ルロン といる。 (名支援を要する高齢者を把握するための情報収集をしている。(地域の茶の間等高齢者の集まる場への参加、近隣住民からの情報収集等) 5 | 5 | 4 | 4 | 5 | 5 5 4 3 5 4 5 5 5 5 5 | 5 | 5 | 5 | 5 5 5 5 5 5 4.8 ⑤支援関係機関、団体の把握ができている。(社会資源マップ、一覧等) ○受支援関係傾斜、四所の允许ができている。任本チェックリスト ⑥要支援認定非該当者、事業対象者相当(基本チェックリスト該当者)のサービス未利用者、二次予防事業 対象者リストの未把握者についての実態把握ができている。 ⑦相談件数、相談経路、相談種別の傾向を把握、分析し、地域包括支援センターの周知やネットワーク構築 4.6 4.6 が必要な人、機関の検討を行っている。 ⑧⑦で行った分析結果を活動報告と活動計画に反映している。 2 Π 合 《「3」以外の基準》 相談支 「5」=8項目を実施している。 「4」=6~7項目を実施している。 支 援 業 5 5 5 5 5 5 5 4 4 4 5 5 5 5 5 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 「2」=4項目の実施である。 「1」=3項目以下の実施である。 業務 務 一休 8)継続的・│相談者の状況把握を行い、個々の支 │相談者の状況把握を行い、個々の支援方針・支援内容を検討し適切なサービスや制度につないでおり、そ 専門的相 援方針・支援内容を検討し適切な のことについて記録してあることが必須。 サービスや制度につないでおり、記録 適切に行っしてある。=「3」 5 | 5 | 4 | 3 | 5 | 5 | 5 | 5 | 3 | 5 | 4 | 5 5 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 5 ている。 《「3」以外の基準》 「4」 = 継続的支援を実施する中で、対象者の状況、課題の判断、高齢者への支援方針、内容を記録してい る。(虐待以外のケース) 4.9 4.7 4.6 「5」=「4」に加え、地域の他機関や住民の支援等の必要性も併せて検討し、支援の実践・モニタリングを行 い記録している。(虐待以外のケース) 「2」=支援内容はあっても、把握した情報からの課題、判断の記録がない。 「1」=支援内容、課題、判断の全てに不足している。 5 5 5 5 5 4 5 5 5 5 5 5 4.8 権利擁護に関する事項(①高齢者虐待防止、②成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用、③消費者 9)権利擁 権利擁護に関すること(高齢者虐待 被害防止)について、既存のリーフレットやマニュアルを使用し地域で啓発を実施している。 護について 防止、成年後見制度・日常生活自立 の啓発を 支援事業の活用、消費者被害防止) |適切に行っ|のいずれかについて、既存のリーフ レットやマニュアルを使用し地域での 《「3」以外の基準》 5 5 | 5 | 4 | 5 | 5 | 5 5 3 4 | 5 | 5 | 5 | 5 5 5 5 | 5 | 5 | 5 | 5 5 5 5 5 4.9 5 ている。 啓発を実施している。=「3」 |「4」=権利擁護に関する啓発のため、①・②・③全ての取り組みを行っている。(取り組み内容は特記に記載 4.7 4.6 「5」=権利擁護に関する啓発のため、地域包括支援センターが自ら地域の実情、課題に基づいて企画し ①・②・③全てを実施している。 (内容は特記に記載すること) 「2」=権利擁護に関する周知を他機関と共催で実施したことがある。 「1」=全く実施していない .3 5 4 4 5 4.8 権 利 高齢者虐待対応について、以下の要素をみる。 ①社会福祉士を中心とし職員間で協力しての支援を実施している。 (支援するうえで、必ず内部で支援内容の検討と共有を行い、必要な職員が関わることができる体制があ 業務 務に関係機関と連携し ②休日・夜間対応のための24時間連絡体制がある。 ③「①、②」を明確にして、必要な機関(行政含む)・市民へ周知している。 制支援を行う 5 5 5 | 5 ための適 ④高齢者虐待対応マニュアルにより、個別に支援計画を作成している。 切な体制 ⑤継続的にケースのモニタリングを実施し、終結の判断についても行っている。終結後にも必要がある場合 が整ってい には包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に移行して対応している。 4.9 4.9 4.9 《「3」以外の基準》 「4」=4項目を実施している。 「5」=5項目を実施している。 5.0 「2」=2項目の実施である。 「1」=1項目以下の実施である。

上段:平成29年度市評価

下段:平成28年度市評価

※ 評価基準 5:かなり上回る 4:やや上回る 3:標 準 2:やや下回る 1:かなり下回る

あじか かた かた 上土地亀 の 戸 山 屋 大 江 山 だ しろね れ 南 赤塚川 中之口潟 野い津 平 均 目標項E 項項 評価の基準 説明 山 つ日 (小項目) • 横 越 宝町 個別支援としての5項目のうち、3項目を実施している。 国の「地域包括支援センター業務運営マニュアル2015」の第4章「包括的・継続的ケアマネジメント支援業 以下の①~⑤のうち、3項目該当= 11)地域 務」P173~P190参照。 |のケアマネ|「3| ジャーに対 《「3」以外の基準》 する個別支 「4」=4項目該当 「5」=5項目該当 「2」=2項目該当 「1」=1項目以下該当 4 援を適切に IV 包 行ってい | 括 ケ | 的 ア ケる。 相談受付と対応方法についてケアマネジャーに周知している。 ①相談窓口を明確にしている 5 | 5 | 5 | 5 | 4 | 5 | 3 | 5 5 | 5 | 4 | 5 | 5 | 5 | 4 5 | 4 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 5 継 ②支援困難事例を抱えるケアマネ 支援困難事例についての相談に対して地域包括支援センター職員が協力しての助言や事例検討会開催支 援についての記録(ケアマネジャーへの支援の記録、支援結果の記録)をしている。また必要な他機関への ジャーへの相談対応を実施 的 つなぎを支援し、記録してある。 アー個 ③個別事例のサービス担当者会議 ケアマネジャーが実施するサービス担当者会議に出席し、ケアマネジャーが高齢者の個々状態に対応した マー別 プラン作成ができるような助言とチームケア実施への助言を行う。また、会議参加者についての助言を行う。 への出席、助言を実施 支 (記録をしてあること) 個々の相談、事例検討会開催、委託の予防ケアプラン点検等を通して、ケアマネジメントの助言や目標の達 ④ケアプラン作成指導等を通じたケ アマネジャーのケアマネジメントの指 成度を評価できる内容、方法の助言をするとともに、その経過を記録してある。(ケアマネジャーへの支援の 導を実施 |記録、支援結果の記録)をしてある。 務務 5 5 5 5 4 5 5 5 4 4 4 5 5 3 4 5 4 5 5 5 5 5 5 5 4.7 ⑤ケアプランの趣旨に基づいてサー │介護保険サービス事業者のサービス提供がケアプランと連動し目標達成を実現するものになるよう、個々事 ビスが提供されるよう、居宅サービス 業者の勉強会開催支援を実施。 事業所等への研修等の働きかけを実 体制構築としての8項目のうち、6項目を実施している。 以下の①~⑧のうち、6項目該当= 国の「地域包括支援センター業務運営マニュアル2015」の第4章「包括的・継続的ケアマネジメント支援業 の包括的・ L3] 務」P173~P190参照。 継続的なケ 《「3」以外の基準》 アを可能に 「4」=7項目該当 「5」=8項目該当 するための 「2」=5項目該当 「1」=4項目以下 体制づくり を適切に ①ケアマネジャーの質の向上のため 質の向上のための研修を実施 行ってい の勉強会や研修を実施。 |②地域のケアマネジャーのニーズに |事例検討を通してケアマネジャーへの助言をはじめとして地域関係者が連携して役割を発揮していく関係づ くり、事例からの地域の課題を見る等を行う。 即したケース検討会の開催 包括 5 | 5 | 5 | 2 | 5 | 5 | 5 | 4 | 2 | 5 | 3 | 5 | 5 | 5 | 5 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 4.7 ③地域にあるインフォーマルサービス 地域の社会資源を把握して地域毎にファイリングしたり、他での事例等(例:市の制度・情報、国の制度や改の情報整理と随時の見直し 正に関する情報、介護保険サービス事業者状況、介護保険外事業者状況、地域の自主活動、研修情報、医 的 療情報、地域行事等の地域情報等)をケアマネジャーへ情報提供するとともに、自らのケアマネジメントに活 用できる。 継 続 的 ④民生委員とケアマネジャーの連携 民生委員とケアマネジャーとの連携ができるための関係づくりのために、顔合わせの場の設定や相互の役 支援 4.8 4.4 割を周知する等 ⑤ケアマネジャーと医療機関との連 |携がとりやすくするための取り組み。 | 在宅を継続する高齢者のため、主治医、医療機関とケアマネジャーとの連携を支援する場、環境、方法等の 例:地域の医師会へケアマネジャー 設定。 の役割説明、主治医が連絡しやすい 方法・時間帯の調査とケアマネジャ への情報提供、医師連絡時の様式作 業 成、医師会との意見交換会開催等) 務 築 ⑥入退院時のケアマネジャーと医療 入退院する高齢者のため、継続した支援が行われるよう、ケアマネジャーと医療機関との連携を支援する。 |機関との連絡、ケース検討実施への | (主治医との連絡や病院ワーカーとの連携、ケース検討実施支援等) ⑦サービス提供する介護保険事業者 |・サービス事業者の情報を把握し、ケアマネジャーへ情報提供 とケアマネジャーとの連携支援 ・サービス事業者とケアマネジャーが円滑に連携がとれる体制を支援している。 5 5 5 3 5 5 5 4 5 5 4 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 ・サービス事業者を対象とした学習会を実施。 ③ケアマネジャー同士のネットワーク 地域包括支援センターがケアマネジャーのすべての相談を受け止めるのではなく、圏域のケアマネジャー同 士がつながり、悩みを話し合い、協力して業務を進めていくための場や機会づくりを行う。又はつながるきっ 構築に対する支援を実施 かけづくりを行っている。

上段:平成29年度市評価

下段:平成28年度市評価

※ 評価基準 5:かなり上回る 4:やや上回る 3:標 準 2:やや下回る 1:かなり下回る

坂 黒 埼 輪 上土地亀 の 戸 山 屋 しろねれ あじかた 中之口潟 大江山 赤塚 野い津 平 均 目標項目 項項 評価の基準 説明 山 つ日 (小項目) 新潟 • 横 越 宝町 介護予防を推進するため、6項目のうち、4項目を実施している。 13) 社会 以下の①~⑥のうち、4項目該当= 介参加や生 《「3」以外の基準》 1護予防事業に関する介護予防ケアマネジメッきに予けな行るがよめに支っ。がよので、がよので、がよので、がよので、がよので、がよので、がよので、がより、がり、がり、がり、がり、がり、がり、がり、</l 護きがい創出 「5」=6項目該当 「4」=5項目該当 「2」=3項目該当 「1」=2項目以下該当 ①基本チェックリストの実施の勧奨の 一人暮らしや高齢者のみ世帯など、要介護リスクが高い高齢者に対し、基本チェックリストの実施を勧めて 実施 いる。(個々対応) 予防ケ 5 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 5 | 3 | 3 | 3 | 5 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 | 5 | 4 | 4 | 5 | 5 | 4 | 5 | 5 | 4.3 ②基本チェックリストに関する啓発活|地域の茶の間や自治会の集会等に赴き、基本チェックリストの目的や内容、必要性(介護予防について含 動の実施 む)等についての啓発を行い、高齢者及び地域住民に対して実施する。(集団対応) ③幸齢ますます元気教室を活用し、 専門職による幸齢ますます元気教室への参加を促し、自立支援に向けた介護予防の取り組みを図ってい 4.9 介護予防を図っている。 ネ (教室参加者が定員の50%以上いる。) |④幸齢ますます元気教室終了者の事||幸齢ますます元気教室等終了者について、教室終了後3~6ケ月後に評価(訪問による実態把握、アセスメ 後評価 ント)を継続して実施。 ⑤幸齢ますます元気教室終了者の社 幸齢ますます元気教室終了者が地域の茶の間や自主サークル活動に参加し、他者との関わりを持って継続 会参加の促進 的に取り組めるよう支援を実施。 5 5 5 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 4 5 4 5 5 5 5 5 5 4.8 |介護予防ケアマネジメントの一連の過程が適切に実施されるよう、事例検討会や研修会を定期的に開催し ⑥介護予防ケアマネジメントの質の 質の確保・向上を図る。 市や地域の保健・医療・福祉関係機関、地域のインフォーマルサービスなど様々な社会資源が有機的に連 以下の①~⑧のうち、6項目該当= 携し合うような「地域包括支援ネットワーク」を構築するための関係づくりと継続性の維持に取組んでいるか 14)総合 相談や包 どうか、8項目をみる。 括的・継続 《「3」以外の基準》 「5」=8項目該当 的支援の 「4」=7項目該当 「1」=4項目以下該当 ための圏 「2」=5項目該当 域のネット ワーク構築 ①地域ケア会議の開催と計画への反|地域の多職種が参集しての顔の見える関係づくりとして「圏域ケア会議」を開催(個別事例検討の個別ケア とその活用 ① きすすめて 映 会議及び地域の課題・取り組み等検討のケア会議)し、課題解決への取組みを活動計画に反映している。 7 いる 5 5 5 5 5 5 | 5 | 5 | 3 | 5 | 3 | 5 | 5 5 5 5 | 4 | 5 | 5 | 5 | ②地域の民生委員との関係づくり 高齢者に関する問題の早期発見・見守り等を可能にしていくために、相談協力員である民生委員との関係 5 4 M മ 地域の団体・組織と地域包括支援センター、相互の活動を相互に理解し合うために、担当者や代表者との 情報交換、その活動の場への訪問等を実施するとともに、高齢者支援の課題や取り組みの理解を図り、住 ③地域の自治会、コミュニティ、老人 域 会、自主活動・ボランティア等の団 |体・組織との関係づくり 民同士の互助の啓発の働きかけを実施。 の 4.9 4.8 ②地域の課題を検討し整理している | 圏域の地域特性(地理・土地柄・人口・高齢化率・世帯構成・介護認定・産業など)、地域住民のニーズ(相 談・支援内容から、組織・機関から、住民から、調査などからのニーズ)を把握し、活動計画に反映している。 関 携 ⑤介護予防の啓発活動の実施 高齢者及び地域住民に対して介護予防に関する啓発を実施。 築 ⑥介護保険サービス事業者相互の 介護保険サービス事業者が相互連携のため、情報交換やサービスの質向上のための研修、話し合い等が 行えるような、場づくり、しくみづくりを実施。 ネットワークづくり支援 |⑦認知症サポーターの養成・理解の | 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに向けて、地域住民等を対象とした認知症サポーター養成講 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5.0 座の開催にむけた取り組みやキャラバン・メイトの連携・支援を行っている。 介護福祉関係者や地域住民と医療関係者と連携をすすめる取組みを実施。 8医療との連携 (包括主催のケア会議、連絡会、勉強会への参加、むすびあい手帳、在宅医療・介護連携センター・ステー ションとの連携など) 市評価の項目評価平均(H29年度) 4.9 | 5.0 | 4.8 | 4.6 | 4.4 | 3.9 | 4.9 | 4.9 | 4.7 | 4.3 | 3.4 | 4.6 | 4.6 | 5.0 | 4.8 | 5.0 | 4.7 | 4.6 | 4.9 | 4.8 | 4.9 | 4.8 | 4.9 | 4.6 | 5.0 | 5.0 | 4.9 | 5.0 | 5.0 | 4.7 4.8 4.7 4.6 市評価の項目評価平均(H28年度) 4.9 $5.0 \quad | \ 5.0 \ | \ 5.0 \ | \ 4.8 \ | \ 3.9 \quad | \ 4.7 \quad | \ 5.0 \ | \ 4.8 \quad | \ 4.2 \quad | \ 4.5 \quad | \ 4.8 \quad | \ 4.8 \quad | \ 5.0 \quad | \ 4.7 \quad | \ 4.9 \quad | \ 5.0 \quad | \ 4.9 \quad | \ 4.9 \quad | \ 4.8 \quad | \ 4.8 \quad | \ 4.9 \quad | \ 5.0 \quad | \ 5.0$ 4.8

上段:平成29年度市評価

下段:平成28年度市評価